

公 告 に つ い て の 説 明

※ 案件に関する事項について

(1) 案件の詳細

「設計図書(仕様書)等の入手方法」に従って設計図書、仕様書等を入手してください。

○あいち電子調達共同システム（CALS/EC）

URL <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html>

○豊田市ホームページ 「市政情報→市の組織→総務部→契約課」

URL <https://www.city.toyota.aichi.jp>

(2) 案件に関する質問等

案件に関する質問は、「設計図書(仕様書)等に関する質問」に従って「担当課」へお問い合わせください。

※ 入札（見積）参加資格に関する事項について

(1) 参加資格

[共通要件]

「共通」に示す要件の詳細は、次のとおりとします。

＜A＞：豊田市に参加資格審査を申請し、承認された資格を、公告日に有する必要があります。

＜B＞：本案件への競争参加資格確認申請書又は入札参加申込書の提出日から落札決定までの間、地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者は参加できません。

＜C＞：本案件への競争参加資格確認申請書又は入札参加申込書の提出日から落札決定までの間、地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者や、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者は参加できません。

＜D＞：本案件への競争参加資格確認申請書又は入札参加申込書の提出日から落札決定までの間、豊田市入札参加停止等要綱第2条、第3条及び第7条に規定する入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けている者は参加できません。

＜E＞：本案件への競争参加資格確認申請書又は入札参加申込書の提出日から落札決定までの間、豊田市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者は参加できません。

＜F＞：本案件への競争参加資格確認申請書又は入札参加申込書の提出日から落札決定までの間、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者は参加できません。

＜G＞：本案件への競争参加資格確認申請書又は入札参加申込書の提出日から落札決定までの間、民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者は参加できません。

[地域要件]

「地域要件」に示す用語は、次に定めるところによります。

＜豊田市内本店＞：豊田市内に主たる営業所（一般的には「本社」・「本店」のことをいう。）を有する者をいいます。

＜豊田市内支店＞：豊田市内に主たる営業所以外の営業所（一般的には「支店」・「支社」・「営業所」のことをいう。）を有する者をいいます。ただし、豊田市競争入札参加資格者名簿に契約営業所として登載された営業所に限ります。

＜愛知県内本店＞：愛知県内に主たる営業所を有する者をいいます（豊田市内本店を含みます）。

＜愛知県内支店＞：愛知県内に主たる営業所以外の営業所を有する者をいいます（豊田市内支店を含みます）。ただし、豊田市競争入札参加資格者名簿に契約営業所として登載された営業所に限ります。

また、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に定める「欧州連合の供給者」にあつては、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の附属書十第二篇第B節2の規定の適用を受ける調達に限り、「地域要件」を適用しません。なお、公告日に豊田市競争入札参加資格者名簿に登載がない欧州連合の供給者は参加資格がありません。今後、豊田市競争入札参加資格者名簿に登載を希望する場合は、豊田市役所総務部契約課までご連絡ください。

[登録要件]

「登録要件」に業種（営業品目）の記載がある場合、記載された該当業種（営業品目）を希望業種（営業品目）として豊田市入札参加資格者名簿に登載されている必要があります。

[実績要件]

「実績」を求める場合、要求以上の実績を有していることが必要です。

・実績の確認はT E C R I Sの登録又は証明書類で行います。実績について、参加資格要件該当の是非等不明な点がある場合は、必ず事前に事業担当課に確認したうえで提出してください。

・事業の履行実績及び技術者の証明書類が別途必要な場合は、申込資料に電子ファイル（PDF等）で添付するか、入札開始日の前日までに契約課に持参または郵送にて提出してください。

・実績金額について、共同企業体業務は出資割合が20%以上の場合に限り認めるものとし、実績金額は出資割合で按分後の金額とします。

〔営業許可等要件〕

「営業許可等要件」に必要となる許可等が記載されている場合は、契約を締結する営業所が当該許可等を有している必要があります。許可等を証する書面の写しを提出してください。

〔配置予定技術者〕

配置していただく技術者条件は以下のとおりです。

- ・配置予定責任者及び技術者は3か月以上直接かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ・配置予定責任者及び技術者の資格の確認はT E C R I Sの登録又は証明書類で行います。また、直接かつ恒常的な雇用関係を確認できる資料として、医療保険の被保険者（健康保険証）の写しを提出する場合は、当該写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号を復元できない程度にマスキングを施して下さい。

(2) 資格の確認等

※事後審査型一般競争入札

開札後、落札候補者となった者を対象に、公告日現在での入札参加資格を確認します。入札に参加されたい方は、期限までに入札参加申込みをし受付を受けてください。受付を受けないと本入札に参加することができません。

(3) 資格確認申請等

申請資料等は、「設計図書（仕様書）等の入手方法」に準じてダウンロードしてください。以下により入札参加申込み又は入札参加資格確認申請（以下「資格確認申請等」という。）をしてください。

資格確認申請等にあたって虚偽の記載をしたことが明らかになった場合は、入札を無効とします。

①電子調達共同システムで必要な事項を入力し、参加資格審査申請資料を添付して送信してください。

・添付するファイル名は「＜会社名＞申請資料」（10文字以内で案件名等を追加することは可とします。）としてください。なお、ファイル形式は変更しないでください。

・紙による資格確認申請等は、原則として認められません。ただし、豊田市電子入札実施要領第9条に基づき、やむを得ないと認められる事由により承認を得た場合に限り行うことができます。

・入札に係る手続きは電子調達システムを使用するため、入札に参加するには、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づく特定認証事業者が発行した電子的な証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）を取得しており、かつ電子調達システムへICカードの利用者登録を行っていることが必要となります。

②資格確認申請等の期間は、「資格確認申請（参加申込）期間」に記載する期間の共同システム利用時間（平日（土曜日及び日曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）の午前8時から午後8時までとなります。ただし、申請期間の最終日は、午後5時までの受付となります。

③「資格確認通知書（参加申込書受付票）発行日」に電子調達システムにより通知します。

※ 入札(見積)に関する事項について

(1) 入札(見積)の執行

①入札日までに本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けた場合は、入札参加資格を失います。また、談合情報が寄せられた場合には入札参加を取り消すことがあります。

②入札参加者が1者以上ある場合に入札を実施します。なお、天災地変があった場合や談合に関する情報があった場合には入札を中止する場合があります。

③入札保証金は、豊田市契約規則第11条の規定により免除します。

電子調達共同システムを使用します。「入札日時」に記載された期間中に電子調達システムに入札金額を直接入力し、送信してください。

事前に豊田市入札心得書及び豊田市電子入札実施要領等をよく読んで参加してください。（豊田市ホームページに掲載）

(2) 入札(見積)の方法

入札(見積)説明書等が添付されている場合は、事前に必ずよく読んで入札に参加してください。

①入札回数は1回とします。ただし、「予定価格」が事前に公表されていない場合で落札者が無いときは再度入札（1回のみ）を行います。

②「不落随契」が“有”の場合で再度入札をしても落札者がいないときは、入札を取止め、地方自治法施行令第167条の2第8号の規定により随意契約に移行します。

③落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載してください。

④入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。ただし、単価契約のときは、1円未満の端数切り捨ては行いません。

開札時刻から落札決定までは電子入札システムによって開札状況を確認し、再度入札に備えて待機してください。（再度入札の場合は電子メールにてお知らせします。）

随意契約に移行した場合には、「保留通知書」で最低入札金額を通知しますので、随契交渉に応じる意思のある方は、指定時間内に契約課まで電話で連絡してください。指定時間内に誰も意思表示がなかった場合は、不調とします。

⑤今回の入札は「内訳書の提出」が必要です。所定の様式で入札書にあわせて内訳書を提出してください。入札書に表示された入札金額と内訳書の合計が一致している必要があります。

所定の様式（設計図書（仕様書）と共に配布）により作成し、ファイル名を「＜会社名＞内訳書」とし、添付してください。（10文字以内で案件名等を追加することは可とします。）

(3) 開札の方法

※電子入札の場合

開札は「開札日時」に「開札場所」で行います。

(4) 落札方法

落札の決定方法は、入札方式等の区分により以下のとおりとします。

※事後審査型一般競争入札

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、入札参加資格を確認した上で落札者とし、当該落札候補者に資格が無いと認められた場合には、次順位者の方を落札候補者とし、入札参加資格を確認します。なお、入札参加資格の確認は、原則、開札日の翌日までに行い、落札者を決定します。

☆「調査基準等価格区分」が“最低制限価格”の場合

豊田市工事関係委託低入札価格調査等実施要綱第6条の規定に従って、予定価格の10分の9.2から10分の7.5の範囲内において最低制限価格が設定されます。価格の設定については、同要綱別表2により算出するものとします。入札金額が最低制限価格を下回る場合は落札者となることができません。また、初度入札において最低制限価格を下回る場合は、再度入札に参加することができません（不落随契時の取り扱いにも準用）。

☆「調査基準等価格区分」が“低入札調査基準価格”の場合

豊田市工事関係委託低入札価格調査等実施要綱第4条及び第5条の規定に従って、低入札調査基準価格及び失格基準が設定されます。価格の設定については、同要綱別表2及び別表3より算出するものとします。入札金額が失格基準を下回る場合には落札者としません。また、初度入札において失格基準を下回る場合は、再度入札に参加することができません（不落随契時の取り扱いにも準用）。低入札調査基準価格を下回る場合には調査を行い、価格の合理性や業務の完了にかかる計画性が適当でないと認められた場合には落札者としません。

※調査基準等価格の設定がない場合

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、なお、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより落札者を決定します。

(5) 無効な入札

以下の入札（見積）は、無効とします。

- ・ 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- ・ 所定の日時（入札開始宣言）までに、所定の場所に到達しない入札
- ・ 入札に際して談合等による不正があった入札
- ・ 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- ・ 記名及び押印のない入札
- ・ 入札書の記載事項が確認できない入札
- ・ 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- ・ 委任状を持参しない代理人のした入札（従業員が入札に参加する場合の委任状は不要）
- ・ 所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- ・ 金額に¥字又は金字が冠されていない入札
- ・ 入札年月日の誤り又はもれた入札
- ・ 訂正抹消した箇所に押印のない入札
- ・ 所定の入札書によらない入札
- ・ 災害工事で災害番号記載のない入札
- ・ その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

※電子入札の場合は、以下の事項も無効とします。

- ・ 入札書受付締切予定日時までに到達しない入札
- ・ 電子署名及び電子証明書のない入札
- ・ 同一案件において、電子入札と紙入札による入札書の提出をした入札
- ・ 特定共同企業体において、代表者名義のICカードによらない入札
- ・ 特定共同企業体において、特定共同企業体名のない入札又は特定共同企業体名の異なる入札
- ・ 積算内訳書の提出が必要な案件において、積算内訳書の提出のない入札及び積算内訳書に記載のない入札

(6) 入札結果等の公表

入札結果等は、豊田市ホームページにおいて公表します。

※ 契約に関する事項について

(1) 契約の締結

「契約書作成」が“要”の場合には、契約書の締結が必要です。

豊田市契約規則で規定する契約約款については、市のホームページで閲覧することができます。
また落札決定後、契約締結までの間に本市から入札参加停止を受けた場合は、当該契約を締結しない場合があります。

(2) 契約保証

「契約保証金」が“要”の場合には、落札者が豊田市契約規則第37条の免除ができる場合に該当する場合を除いて、契約金額の100分の10以上の契約保証金（契約保証金に代わる担保を含む。）が必要となります。

(3) 付帯契約条件

①「建設リサイクル法」が“該当”の場合には、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律に基づく契約となるため、関係書類を落札決定後、速やかに担当課へ提出してください。なお、関係書類の様式は、全て豊田市のホームページに掲載されています。

②「個人情報保護」が“該当”の場合には、個人情報の保護のために講ずべき措置を義務付けます。

③「情報セキュリティ」が“該当”の場合には、情報セキュリティ確保のために遵守すべき措置を義務付けます。

(4) 下請負及び再委託

業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

(5) 支払条件

①「前払金」が“有”の場合には、前払金を請求することができます。前金払の率等については、「豊田市前金払事務取扱要領」を参照してください。

②「支払特記」に条件の記載がある場合には、支払いに関し、特別な条件が付されます。多年度にわたる委託では、各年度ごとに支払うことのできる金額に制限がかかる場合や、契約を結んだ年度に支払いをできない場合があります。

③支払請求書は、市指定の請求書（豊田市ホームページよりダウンロード）により、担当課へ提出してください。

※ 問い合わせ

案件に関すること以外の質問は以下へお問い合わせください。

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地

豊田市役所 総務部契約課 （南庁舎3階）

電話：0565-34-6616 FAX：0565-34-6789

メール：keiyaku@city.toyota.aichi.jp